

江南市建設工事検査要領

(目的)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、江南市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る検査員の行う検査について、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要領の適用範囲は、予定価格が200万円を超える工事とする。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 完了検査 完了検査は、次の場合に行うものとする。

ア 工事が完了したとき。

イ 部分引渡しにおける指定部分に係る工事が完了したとき。

(2) 出来形検査 出来形検査は、次の場合に行うものとする。

ア 部分払若しくは部分使用をしようとするとき。

イ 履行遅延の場合において、継続施工を承諾しようとするとき。

ウ 工事の施工を中止しようとするとき。

エ 契約を解除しようとするとき。

(3) 中間検査 中間検査は、工事完了後において、出来形の確認が困難な場合又は適正な技術的施工を確保するため必要があると認められる場合、工事の途中において適時行うものとする。

(検査員の任命)

第4条 市長は、工事ごとに検査員を定めるものとする。

2 検査員の任命の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 完了検査

受注者より完了届、修補補正完了届の提出があったとき。

(2) 出来形検査

ア 部分払の場合にあつては、出来形検査の申し出があったとき。

イ 部分使用の場合にあつては、部分使用をしようとするとき。

ウ 履行遅延の場合にあつては、継続施工を承諾しようとするとき。

エ 工事中止の場合にあつては、工事の施工を中止しようとするとき。

オ 契約解除の場合にあつては、契約を解除しようとするとき。

(3) 中間検査

監督員より検査の依頼があったとき。

(検査の時期)

第5条 検査は、次に掲げる期間内に行うものとする。

(1) 完了検査は、完了届を受理した日から14日以内とする。

(2) 出来形検査及び中間検査は、検査員任命後遅延なく行うものとする。

(検査の基準)

第6条 検査は原則として、次の表に定める基準図書に基づき行うものとする。

基準図書	発行者
建設局土木工事標準仕様書	愛知県
農林基盤局工事標準仕様書（農地関係）	愛知県
土木工事現場必携	愛知県
水道工事標準仕様書	江南市
水道工事標準仕様書	（公社）日本水道協会
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	（一社）公共建築協会
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	（一社）公共建築協会
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	（一社）公共建築協会
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	（一社）公共建築協会
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	（一社）公共建築協会
公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	（一社）公共建築協会
公共建築木造工事標準仕様書	（一社）公共建築協会
建築物解体工事共通仕様書	（一社）公共建築協会
公共住宅建設工事共通仕様書	公共住宅事業者等連絡協議会
公共住宅改修工事共通仕様書	公共住宅事業者等連絡協議会

（検査の立会）

第7条 検査は、監督員及び当該工事の受注者又は現場代理人若しくは監理技術者（主任技術者）の立会のもとに行うものとする。

2 検査員は、必要があるときは、前項に定める者に対して、関係書類の提示又は提出及び事実の説明を求めることができる。

（検査の実施）

第8条 検査は、原則として現地において、設計図書等と対比してその位置、形状、寸法等の相違品質性能及び出来ばえ、その他必要な事項について確認するものとする。

2 検査に際して、地下、水中等外部から確認し難い部分については、施工管理データ及び監督員による立会、段階確認の有無、写真等により確認するものとする。

3 検査に当たって、特に確認の必要があると認めるときは、工事施工部分のうち必要最小限の破壊、分解、掘削又は試験を行うことができるものとする。

（完了検査の報告）

第9条 検査員は、完了検査を行ったときは、完了検査調書（様式第1）を作成し、契約担当課長に提出するものとする。この場合において、検査の結果に不完全な部分があると認めるときは、検査調書（様式第2）にて提出するものとする。

（出来形検査の報告）

第10条 検査員は、出来形検査を行ったときは、既済部分検査調書（様式第3）を作成し、工事出来形調書（様式第4）を添えて契約担当課長に提出するものとする。

（中間検査の報告）

第11条 検査員は、中間検査を行ったときは、中間検査報告書（様式第5）を作成し、契約担当課長に提出するものとする。

(修補補正の命令)

第12条 契約担当課長は、検査員から工事の修補の報告を受けたときは、修補補正指示書(様式第6)により受注者に修補を命じるものとする。

(修補補正の確認)

第13条 完了検査を行った検査員は、修補補正の完了を確認するための検査を行わなければならない。

2 検査員は、修補補正に係る検査を完了したときは速やかに修補補正完了検査調書(様式第7)を作成し、契約担当課長に提出するものとする。

(臨機の措置)

第14条 検査員は、検査にあたり、事態が重大でかつ処理に急を要すると認める事項があるときは、直ちに契約担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(工事成績の評定)

第15条 検査が完了したときは、その成績について別に定める江南市建設工事成績評定要領(平成30年4月1日施行)により評定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(公共工事検査要領の廃止)

2 公共工事検査要領(昭和55年5月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1（第9条関係）

（ 決 裁 欄 ）	
検査調書	
検査の種類 完了検査	
1 工事名	
2 工事場所	江南市
3 工期	自 年 月 日 至 年 月 日
4 契約金額	金 円
5 契約者住所氏名 （名称及び代表者氏名）	
6 完了年月日	年 月 日
7 検査年月日	年 月 日
8 監督員氏名	
9 検査立会人氏名	

上記の工事は契約書、図面、仕様書その他の関係図書に基づき完了検査を行った結果、これら
のとおり完了したことを確認する。

年 月 日

江南市長

様

検査員氏名

印

様式第2（第9条関係）

（ 決 裁 欄 ）	
検査調書	
1 工事名	
2 工事場所	江南市
3 工期	自 年 月 日 至 年 月 日
4 契約金額	金 円
5 契約者住所氏名 （名称及び代表者氏名）	
6 検査年月日	年 月 日
7 監督員氏名	
8 検査立会人氏名	

上記の工事について検査を行った結果、下記のとおりその給付が契約書、図面、仕様書その他の関係図書の内容に適合しないものであると認める。

記

- 1 不完全な給付内容
- 2 修補補正指示内容

年 月 日

江南市長

様

検査員氏名

印

様式第3（第10条関係）

（ 決 裁 欄 ）	
検査調書	
検査の種類 既済部分検査（第 回）	
1 工事名	
2 工事場所	江南市
3 工期	自 年 月 日 至 年 月 日
4 契約金額	金 円
5 契約者住所氏名 (名称及び代表者氏名)	
6 検査年月日	年 月 日
7 監督員氏名	
8 検査立会人氏名	

上記の工事は契約書、図面、仕様書その他の関係図書に基づき既済部分検査を行った結果、別紙のとおり金 円の既済部分があったことを確認する。

年 月 日

江南市長

様

検査員氏名

印

様式第4 (第10条関係)

工事出来形調書				
工事名				(第 回)
工 種	事業費 (円)	出来形 (%)	出来形金額 (円)	備 考
計				(円 単位)
①				(千円単位)
消費税等額				①×
合計				
出来形金額計算				
② (万円単位)	①×0.9－前払金額×出来形割合			
消費税等	②×			
合計 ③				
【今回支払可能金額】				
出来形金額 ③ 前回までの支払金額				
(円) － (円) = (円)				

様式第5 (第11条関係)

(決 裁 欄)	
中間検査報告書 () 検査	
1 工事名	
2 工事場所	江南市
3 契約者住所氏名 (名称及び代表者氏名)	
4 検査年月日	年 月 日
5 監督員氏名	
6 検査立会人氏名	
指示(確認)内容	
上記の指示内容については、履行したことを確認した。 年 月 日 監督員氏名 印	

年 月 日

検査員氏名

印

様

江南市長

修補補正指示書

1 工事名	
2 工事場所	江南市
3 工期	自 年 月 日 至 年 月 日
4 契約金額	金 円
6 完了年月日	年 月 日
上記の工事は 年 月 日検査をした結果給付内容が不完全ですから、 年 月 日までに下記のとおり修補補正することを求めます。	
不完全な給付内容	修補補正指示内容

様式第7（第13条関係）

（ 決 裁 欄 ）	
検査調書	
検査の種類 修補補正完了検査	
1 工事名	
2 工事場所	江南市
3 工期	自 年 月 日 至 年 月 日
4 契約金額	金 円
5 契約者住所氏名 (名称及び代表者氏名)	
6 修補補正完了年月日	年 月 日
7 検査年月日	年 月 日
8 監督員氏名	
9 検査立会人氏名	

上記の工事は修補補正指示書どおり完了したことを確認する。

 年 月 日

江南市長

様

検査員氏名

印